

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成29年5月19日(金)
午前10時
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第30号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定について

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例検討事項

民生福祉常任委員会

第1条	【条例の目的】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例の目的「生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与」 ・特措法の目的「空家の適正な管理」に加え、「あわせて空家等の活用を促進するため、…地域の振興に寄与」 			
	検討点	執行部に説明を求める事項	執行部の回答	今後の方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例の目的が旧条例と変わっていない。 ・特措法では、「空家の利活用」も目的の一つとなっており、新条例の目的に「空家の利活用」を追加する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例の目的に「空家の利活用」を規定していない理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に「空家の利活用」が記載されており、重複を避けた。記載しても問題はない。 	
第2条	【定義】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等・・・『周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等』 ・管理不適切空家等・・・『周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等（特定空家等を除く）』 			
	検討点	執行部に説明を求める事項	執行部の回答	今後の方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理不適切空家等とは『周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家』でありながら、『放置することが不適切ではない状態』＝『放置しても問題のない空家』となるのではないか。 ・第9条に管理不適切空家等に対し、情報の提供又は助言若しくは指導とあるが、どのような指導を行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等と管理不適切空家等の違いは何か。 ・特定空家等の判断は誰が行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理不適切空家とは周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家であっても、放置していても取りあえず問題のない空家 ・判断基準を協議会で定め、協議会で協議し、市長が判断する。 	
第8条	【協議会委員の構成】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・第2項「法に規定する者のうちから市長が委嘱する」 ・第5項「協議会の組織について必要な事項は規則で定める」 			
	検討点	執行部に説明を求める事項	執行部の回答	今後の方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に規定されていない。ある程度具体的に条例で規定すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような人を想定しているのか。 ・規則に規定するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法に規定される人の中から市長と協議して決める。 ・現在の規則案には定めていないが、検討したい。 	

第8条	【規則委任】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・第5項「協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める」 ・特措法第7条第3項「協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める」 			
	検討点	執行部に説明を求める事項	執行部の回答	今後の方針
	・協議会の運営については特措法のとおり協議会で定めるべきではないか。	・協議会の運営について規則委任しているのはなぜか。	・運営については規則で定めると明記すべきではなかった。修正をお願いしたい。	
第9条	【情報の提供の時期】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・法の規定により空家等の調査をした場合に情報の提供等を行うことができる 			
	検討点	執行部に説明を求める事項	執行部の回答	今後の方針
	・実施時期が限定されているが、随時行う必要があるのではないか。	・法の規定による調査を行った場合以外に情報提供は行わないのか。	・特措法第12条の規定により、調査をしない場合でも情報提供は行う。	
【支援】				
<ul style="list-style-type: none"> ・旧条例第13条「必要な支援」、特措法第12条「必要な援助」 ・新条例「情報の提供又は助言若しくは指導」 				
	検討点	執行部に説明を求める事項	執行部の回答	今後の方針
	・旧条例の「必要な支援」が、新条例では削除されている。市の姿勢として後退しているのではないか。	・「必要な支援」をなぜ削除したのか。	・「情報の提供、助言、指導」と「支援」は同じ。	
その他	【基本理念】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例は、特措法に規定されていない管理不適切空家等の取扱いや努力義務を義務規定にするなど、一部上乗せし、改正しているが、上乗せをする理由が明記されていない。 ・他市では、空家対策に関する基本理念を条例に規定しているところもある。 			
	検討点	執行部に説明を求める事項	執行部の回答	今後の方針
	・本市も基本理念を規定すべきではないか。	・空家対策に関して、市に基本理念はあるのか。	・特措法第1条「目的」と同じ。入れることに関しては問題ない。	
【空家の利活用について】				
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。 ・市長は空家対策計画を定め、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。 				
	検討点	執行部に説明を求める事項	執行部の回答	今後の方針
	・空家の利活用については協議会で議論するというような答弁が多く、空家の利活用に対する市の基本姿勢、方向性が分からない。	・空家の利活用について、市の方向性や考えはあるのか。	・基本指針や利活用については計画で定める。	